

看護総合科学研究会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 (名称)

本会は看護総合科学研究会と称する。

第2条 (事務局)

本会は、事務局を〒060-0812 札幌市北区北12条西5丁目 北海道大学医学部保健学科内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目的)

本会は、看護と看護を取り巻く医療の諸問題を、科学的研究を通して学際的に検討し、もって人々の健康を守り、質の高い生活の維持・増進に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

- 1) 学術集会の開催
- 2) 学術講演会の開催
- 3) 学会誌の発行
- 4) 奨学金事業
- 5) 関係学術団体との連絡、連携
- 6) その他、目的達成に必要な活動

第3章 会員及び賛助会員

第5条 (会員の構成)

本会は、会員及び賛助会員をもって構成する。

第6条 (会員)

会員とは、本会の目的に賛同し、評議員の推薦を経て、所定の手続きと会費の納入を完了した者をいう。

第7条 (賛助会員)

賛助会員とは、本会の目的に賛同し、本会に寄与する為に入会を希望し、理事会の承認を得た者をいう。

第8条 (入会及び脱会)

本会に入会を希望する者は、所定の手続きによる入会申込書を本会事務所に提出するものとする。入会金及び会費の納入を完了した時点で本会の会員又は賛助会員となる。

2) 次の各号の一つに該当する会員・賛助会員は脱会した者とみなす。

- a. 本人からの脱会の申し入れがあった時。
- b. 会員及び賛助会員としての資格を喪失した時。

3) 特別の理由なく、2年以上会費を納入しない者は、会員・賛助会員の資格を失う。

第9条 (除名)

会員・賛助会員が本会の名誉を著しく傷つけた場合には、理事会の議を経て、除名することが出来る。

第10条 (名誉会員)

本会に永年に亘る貢献の認められた会員を理事会の推薦により、評議会、総会の議を経て名誉会員とする。

2) 名誉会員は、会費の納入を必要としない。

第4章 役員

第11条 (役員)

本会は次の役員を置く。

- 1) 理事長 1名
- 2) 副理事長 2名
- 3) 理事 10名程度
- 4) 監事 2名

第12条 (役員を選出)

役員を選出は次の通りとする。

- 1) 理事長及び副理事長は、理事の互選により選出し、理事長が委嘱する。
- 2) 理事及び監事は、別に定める規定により評議員の中から選出する。
但し、理事については任期中の欠員は補充しない。

第13条 (役員任期)

役員任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2) 理事長、副理事長、監事に事故ある時は、評議員会の議を経て交代する事が出来る。
その場合の任期は、残余の期間とする。

第14条 (理事及び理事会)

本会は、会務を掌理する為に理事を置き、理事会を組織する。

- 2) 理事長は、本会を代表し会務を総理する。
- 3) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時はこれを代行する。
- 4) 理事会は、理事長が必要に応じ招集し、議長は理事長が当たる。
- 5) 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ、議事を開き議決する事は出来ない。
- 6) 理事の中から互選し、本会の総務、会計、編集、などの企画運営を担当する。
- 7) 企画運営に当たり、必要に応じて委員会を組織する。

第15条 (監事)

監事は、本会の会計及び資産を監査する。

- 2) 監事は、理事会に出席する事が出来る。

第5章 評議員

第16条 (評議員及び評議員会)

本会は、理事長の諮問に応じ重要事項を審議する為評議員を置き、評議員会を組織する。

- 2) 評議員会は、年1回定例に理事長が招集し、議長は理事長が当たる。
- 3) 評議員の3分の2から請求があり、且つ理事会が必要と認めた場合は、理事長は臨時に評議員会を招集しなくてはならない。
- 4) 評議員会は、評議員の過半数以上の出席がなければ議事を開き、議決する事は出来ない。

第17条 (評議員を選出)

評議員は会員の中から選出し理事長が委嘱する。但し、任期中の欠員は補充しない。

- 2) 評議員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第6章 学術集会会長

第18条 (学術集会会長)

本会は、毎年1回学術集会を主宰する為に学術集会会長を置く。

第19条 (学術集会会長の選出及び任期)

学術集会会長は、理事会の推薦により評議員会で会員の中から選出し、総会の承認を得る。

- 2) 任期は1年とする。
- 3) 学術集会会長は、理事会・評議員会に出席する事が出来る。

第7章 総 会

第20条 (総 会)

本会の総会は、毎年1回、理事長が招集して開催する。

- 2) 理事会が必要と認めた場合、評議員の議決のあった場合及び会員の過半数以上から目的を示して総会の開催の請求があった場合には、理事長は、臨時総会を開催しなくてはならない。
- 3) 総会は会員の10分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することは出来ない。
- 4) 総会の議長は学術集会会長が当たる。議事は出席会員の過半数をもって決し、賛否同数の場合は議長が決する。

第8章 削 除

第9章 会 計

第22条 (会 計)

本会の運営は、入会金・会費及び本会の事業に伴う収入等によって行う。

- 2) 会計年度は、4月1日より翌年3月31日迄とする。

第23条 (会費)

会費は次のとおりとする。

年会費 会 員 7, 0 0 0 円

第10章 会則の変更

第24条 (会則の変更)

会則の変更は、理事会及び評議員会の議を経て総会の議決によって行う。

付 則

- この規則は、平成10年5月29日から実施する。
- この規則は、平成16年5月29日から実施する。
- この規則は、平成16年11月13日から実施する。
- この規則は、平成19年4月1日から実施する。

尚、非会員が研究会誌を希望する場合、9巻3号以前は1冊2,000円、10巻1号以降は、1冊3,000円とし、郵送費は着払いとする。